3 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

① e-Gov（各省庁が所管する行政手続について申請・届出を行うことができるサイト）にアクセスし、パソコンが電子申請（e-Govの電子申請システム）に対応しているか確認します。
② 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード（取得は無料）とカードリーダーを準備します。
または認証局から電子証明書を取得してください。
GビズIDを利用する場合:GビズIDアカウント（取得は無料）を入手します。

詳しくは、労働保険関係手続の電子申請について　検索
より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

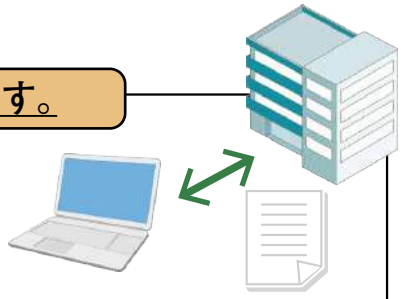

③ e-Govで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
④ そのままe-Govから電子申請します。
⑤ 事業主控についても、e-Govマイページから取得できます。

詳しくは、P.8に記載の、
「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

⑥ e-Gov上で、電子納付に必要な情報（＊）を確認します。
（＊）電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
⑦ e-Gov上でご利用になる金融機関を検索し、
遷移先の金融機関のインターネットバンキングにより保険料等を電子納付します。

詳しくは、P.8に記載の、
「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけではなく、申告書の領収済通知書（納付書）による納付も可能です。その場合は、金融機関へ領収済通知書（納付書）のみご持参ください。
※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書（納付書）による納付を行わないでください。
※保険料を分納する場合、第2期、第3期分は、送付される領収済通知書（納付書）に記載の納付番号等をご利用いただくことで電子納付することができます。

●労働保険料の納期（令和7年度）

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	7月10日	10月31日	2月2日

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード」（年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている小文字8桁の半角英数字）が設定されており、電子申請による年度更新では、労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目（労働保険番号、保険料率等）を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

P.8～P.10に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険　年度更新　申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

なお、e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については**「e-Gov利用者サポートデスク」（電話番号050－3786－2225（050ビジネスダイヤル））へお問い合わせください。**

【サポートデスク受付時間】
4月･6月･7月:平日9時から19時まで（土日･祝日は17時まで）
5月･8月から3月:平日9時から17時まで（土日･祝日および年末年始（12月30日から1月3日）は休止）

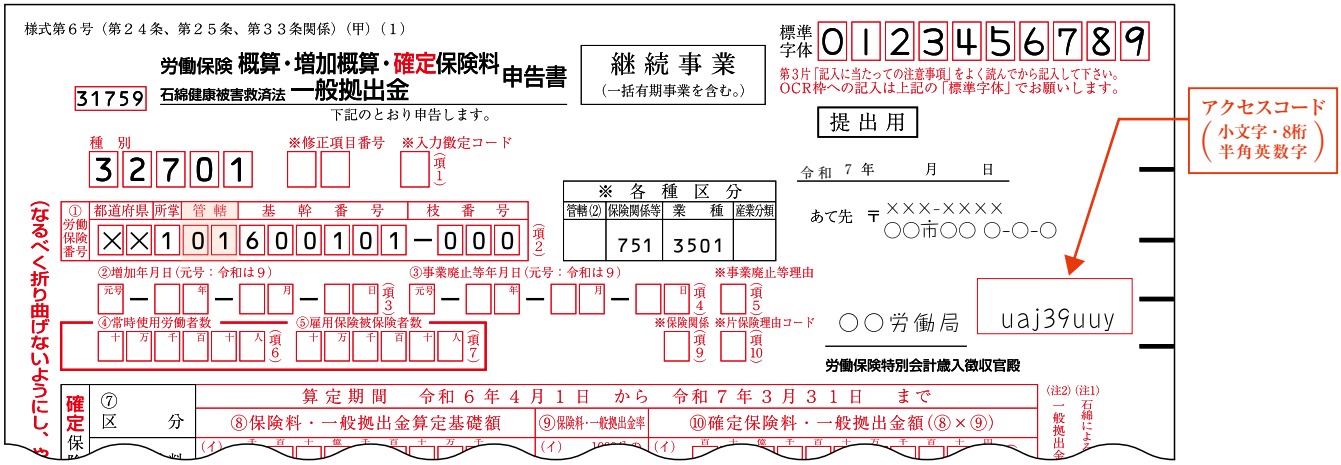

【電子申請よくある質問】

Q1．電子申請で手続きをしましたが、入力誤り（入力もれ）がありました。どうしたらいいのですか。

A．入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。（特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。）

Q2．電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。

A．納付方法は選択することができます。納付書での納付を希望される場合や口座振替（P.34及び裏表紙参照）をご利用されている場合は、納付方法の選択時（P.10参照）に「電子納付以外」を選択してください。

Q3．e-Govに対応した電子申請ソフトウェアにより、電子申請を行いましたが、問題なく受付されたのでしょうか。

A．申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書（申請書控）を返信します。申請の混雑状況により返信に時間を要することがありますので予めご了承ください。
なお、電子申請ソフトウェアからの申請において、労働保険番号の入力誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。